

蒲郡市健康増進事業及び予防接種事業に関する一部負担金免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市健康増進事業に関する一部負担金徴収規則（平成26年蒲郡市規則第9号）第4条及び蒲郡市予防接種事業に関する一部負担金徴収規則（平成26年蒲郡市規則第52号）第4条の規定に基づく一部負担金の免除の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(基準となる日)

第2条 市が健康増進事業として実施する検診等（健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づくものを含む。以下「検診等」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、市長が行う予防接種（以下「予防接種」という。）の一部負担金の免除は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日の状況を基準として決定するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 検診等及び予防接種の実施日
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）が非課税の世帯に属する者 検診等及び予防接種の実施日の属する年度の前年度の1月31日。ただし、課税状況については同日における当該年度分の市町村民税の課税状況によるものとするが、課税状況が判明しない場合においては、免除の対象外とする。
 - (3) 市が実施するがん検診推進事業の対象者 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日付け厚生労働省発健1219002号厚生労働事務次官通知）に基づき、国庫補助が行われるがん検診推進事業実施要綱に定める日
- 2 前項第2号に規定する市町村民税の課税状況が判明しない場合のうち、その理由が検診等又は予防接種の実施日の属する年度の前々年度の1月2日から前年度の1月31日までの間に蒲郡市に転入したことによるものである場合には、当

該転入前に居住していた市区町村が発行する市町村民税の非課税証明書の提出により、一部負担金の免除を決定することができるものとする。

(課税状況の確認)

第3条 前条第2号に規定する課税状況は、市が交付する住民税決定証明書の基準により確認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町村民税が非課税の世帯に属する者と同様に扱うものとする。

- (1) 年税額がなく、かつ、年末調整がされていない給与支払報告書が提出されている者のうち、年金収入が1円以上の者
- (2) 年税額がなく、かつ、年末調整がされていない給与支払報告書が提出されている者のうち、専従者給与のみを得ている者
- (3) 被扶養者の申告がされておらず、かつ、検診等及び予防接種の実施日の属する年度の4月1日時点で19歳未満の者
- (4) 被扶養者である者

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。